

新型コロナウイルス関連情報（第95報）：ワクチン接種、規制解除、マスク着用義務緩和

- 12～15歳のワクチン接種が始まりました。
- DC、MD、VA各政府は、収容人数制限等の規制解除について発表しました。
- MD、VA各政府は、昨日のCDC指針改訂を受け、マスク着用義務の緩和を発表しました。

1. 12～15歳のワクチン接種

- ・5月10日、米食品医薬品局（FDA）は、ファイザー製ワクチンの緊急使用対象に12～15歳を含めることを承認しました。また、この承認を受け開催された米疾病予防管理センター（CDC）諮問委員会の緊急会合では、ファイザー製ワクチンの12～15歳への接種推奨が勧告され、5月12日、CDC所長はこの勧告を正式に受け入れました。
- ・これを受け、DMV各地でも、ファイザー製ワクチンによる12～15歳の接種がすでに始まっています。

◎CDC発表（5月12日）

<https://www.cdc.gov/media/releases/2021/s0512-advisory-committee-signing.html>

（1）ワシントンDC

- ・5月12日付けDC保健局発表にて、12～15歳がワクチン接種できるウォークアップ会場や病院の詳細が案内されています。また、ファイザー製ワクチンを扱うSafeway、CVS、Walgreensの薬局でも接種が可能としています。
- ・16歳、17歳についても、従来のChildren's Nationalを通じた接種に加え、ファイザー製ワクチンを扱うウォークアップ会場や薬局での接種が可能であるとしています。

◎DC保健局発表（5月12日）

<https://mayor.dc.gov/release/dc-health-announces-vaccination-options-dc-residents-12-and-older>

◎ワクチン接種特設サイト

<https://coronavirus.dc.gov/page/get-vaccinated>

（2）メリーランド州

- ・5月12日付けMD保健局発表にて、12～15歳がワクチン接種できる大規模接種会場が案内されています。また、ファイザー製ワクチンを扱う薬局でも接種が可能としています。

◎MD保健局発表（5月12日）

<https://health.maryland.gov/newsroom/Pages/Maryland-Department-of-Health-Statement-on-FDA-and-CDC-Support-of-the-Pfizer-BioNTech-COVID-19-Vaccine-for-Adolescents.aspx>

◎ワクチン接種特設サイト

<https://coronavirus.maryland.gov/pages/vaccine>

（3）バージニア州

- ・5月12日付けVA保健局発表にて、12～15歳がワクチン接種できるウォークアップ会場（リッチモンド及びヘンリコ会場は、18歳以上の署名同意書が必要）、高等学校での接種イベントが案内されています。また、ファイザー製ワクチンを扱う薬局でも接種が可能としています。

◎VA 保健局発表（5月12日）

<https://www.vdh.virginia.gov/news/2020-regional-news-releases/children-ages-12-15-can-now-receive-pfizer-covid-19-vaccine/>

◎ワクチン接種特設サイト

<https://www.vdh.virginia.gov/covid-19-vaccine/>

<ワクチン接種に関する留意事項>

○DMV 各政府は、住民に対し、ワクチン接種を受けるよう呼びかけています（ただし、義務化はされていません）。ワクチン接種は、必要に応じて医療機関などにご相談の上、各自の責任において判断いただくことになります。

○米国において、ワクチン接種の費用は主要な健康保険の適用対象とされており、健康保険に加入していない場合でも個人の負担はありません。また、国籍や在留資格を問わず接種を受けることができます。

○連邦政府（CDC）や DMV 各政府は、ワクチン接種の有効性や安全性、留意点、接種のための手続きなど様々な情報を公表しています。最新のワクチン接種関連情報について、各保健当局のウェブサイト等により、各自においてご確認ください。

2. 規制解除、マスク着用義務緩和

（1）ワシントン DC

5月10日、バウザー市長は、今後の収容人数制限等の規制解除に関する計画を発表しました。主な内容は以下のとおりです。

- ・（現在の感染状況傾向が続けば、）バー、ナイトクラブ、大規模会場（スポーツ、エンターテインメント）を除き、各種活動の収容人数、活動種別、時間に関する規制は5月21日に解除する。
- ・5月21日に解除されない規制は、6月11日に解除する。

（注）規制解除に関する市長令は未発令です。実際の規制解除については、今後の発表を待つ必要があります。

（注）ワクチン接種完了者のマスク着用を原則不要とする5月13日付け CDC 指針を受け、マスク着用義務の緩和についても、近く発表される可能性があります。

◎5月10日付け会見資料（→12～13ページご参照）

https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/release_content/attachments/Situational-Update-Presentation_051021.pdf

（2）メリーランド州

ア 5月12日、ホーガン知事は、収容人数等の規制の全面解除について発表しました。主な内容は以下のとおりです。

※以下は全て明日（5月15日）発効

- ・屋内・屋外の大規模施設は通常の営業を再開可。つまり、屋内エンターテインメント施設、コンベンションセンター、屋外エンターテインメント・スポーツ・芸術施設等における現行の収容人数規制は全て解除される。
- ・レストランやバーは通常の営業を再開可。つまり、屋内・屋外での飲食に関する現行の収容人数及び距離確保その他制限は全て解除される。
- ・ボルチモア市のクルーズ船ターミナルを再開（CDC とターミナル及びクルーズ船事業者の間で、営業再開に向けた準備中）。

◎プレスリリース

<https://governor.maryland.gov/2021/05/12/governor-hogan-lifts-capacity-limits-on-indoor-and-outdoor-venues-all-remaining-restrictions-on-indoor-and-outdoor-dining-as-of-may-15/>

◎修正された州知事令

<https://governor.maryland.gov/wp-content/uploads/2021/05/Scanned-from-a-Xerox-Multifunction-Printer-76.pdf>

◎州保健局勧告

<https://phpa.health.maryland.gov/Documents/NOTICE%20-%20Food%20Service,%20Retail,%20and%20Personal%20Service%20Establishments.pdf>

→屋内飲食サービス、小売店、パーソナルサービス（美容室等）に対し、法的強制力を伴わない感染予防のための推奨事項が発出されています。

イ 上記に加え、本日（5月14日）、ホーガン知事は、マスク着用義務の緩和について発表しました。主な内容は以下のとおりです。

5月15日から、以下の場合を除き、屋内でのマスク着用義務も解除する。

- ・5歳以上で、公共交通機関およびスクールバスを利用しているとき
- ・5歳以上で、医療サービスを受けているとき
- ・5歳以上で、学校にいて他者と接触する可能性がある場合（教室、廊下、カフェテリア、講堂、体育館など）

（注）MD州ではワクチン接種状況とマスク着用義務の有無は関連づけられておらず、今回のマスク着用義務の解除は、接種未完了者を含むものです。一方、MD保健局は、2歳以上の接種未完了者に対し、自宅以外の屋内に滞在中や屋外で他者との距離確保ができない場合のマスク着用を強く推奨しています。

◎プレスリリース

<https://governor.maryland.gov/2021/05/14/governor-hogan-announces-end-of-statewide-mask-mandate/>

◎修正された州知事令（→III）

<https://governor.maryland.gov/wp-content/uploads/2021/05/Gatherings-24th-AMENDED-5.14.21.pdf>

（3）バージニア州

ア 4月30日付け領事メールでお知らせしたとおり、明日（5月15日）、収容人数制限等の規制が一部緩和されます。

◎4月30日付け領事メール（→4.（1）ご参照）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement/20210430importantmessagecoronavirus.pdf>

イ 上記に加え、本日、ノーザム知事は、マスク着用義務の緩和及び収容人数制限等の規制の全面解除について発表しました。主な内容は以下のとおりです。

<マスク着用義務の緩和> ※明日（5月15日）発効

- ・5歳以上の全ての州民は、CDC指針に従って、マスクを着用しなければならない。（注：つまり、5月13日付けCDC指針と同様の範囲で、ワクチン接種完了者のマスク着用義務を原則解除）
- ・レストラン、小売店、フィットネス、理美容、娯楽施設等の従業員は、CDC指針に従って、勤務中にマスクを着用しなければならない。（注：同上）
- ・K-12校（公立・私立を問わず）において、全ての生徒、教員、スタッフ、訪問者は、マスクを着用しなければならない。

<距離確保及び収容人数制限の撤廃> ※5月28日発効

距離確保及び収容人数制限に係る全ての規制（注：マスク着用義務以外の規制）を解除する。

◎プレスリリース

<https://www.governor.virginia.gov/newsroom/all-releases/2021/may/headline-895235-en.html>

◎修正された州知事令（マスク着用義務緩和→II）

[https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/executive-actions/E0-72-SEVENTH-AMENDED-and-Order-of-Public-Health-Emergency-Nine-Easing-of-Commonsense-Surge-Restrictions-Due-to-Novel-Coronavirus-\(COVID-19\).pdf](https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/executive-actions/E0-72-SEVENTH-AMENDED-and-Order-of-Public-Health-Emergency-Nine-Easing-of-Commonsense-Surge-Restrictions-Due-to-Novel-Coronavirus-(COVID-19).pdf)

◎修正された州知事令（収容人数制限等の規制の全面解除）

[https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/executive-actions/E0-79-and-Order-of-Public-Health-Emergency-Ten-Ending-of-Commonsense-Public-Health-Restrictions-Due-to-Novel-Coronavirus-\(COVID-19\).pdf](https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/executive-actions/E0-79-and-Order-of-Public-Health-Emergency-Ten-Ending-of-Commonsense-Public-Health-Restrictions-Due-to-Novel-Coronavirus-(COVID-19).pdf)

（注）できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（注）お住まいの郡や市など地方政府からも、生活に密接に関わる措置や州政府よりも厳格な措置等が発表されることがあります。各自において情報収集に努めてください。

※この領事メールは、DC・MD州・VA州の在留邦人および「たびレジ」登録者の皆様へ配信しています。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

◎領事メールのバックナンバーはこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html